

暴風(雪)警報が発令された場合の登下校について

伊賀市立青山中学校

台風時・暴風(雪)時における登下校について、生徒の安全を確保するため、下記のとおりお知らせします。学校におきましてはこのことについての指導を行いますが、各ご家庭におかれましてもお知りおきいただきますようお願いします。

一記一

1 午前6時30分に暴風(雪)警報が『※「三重県全域」「北中部」「伊賀」』に発令されている場合、生徒は登校しません。バス通学生徒については、バスが運行されても上記警報発令時には登校しません。午前6時30分までに解除されない時は当日の授業を中止します。警報の解除については、テレビ・ラジオ・インターネットの気象情報で確認してください。

2 午前6時30分までに警報が解除されても、通学途上または学習上支障があると認める時は、学校長の判断により当日の授業を中止する場合もあります。この場合は携帯メール連絡網(tetoru)でメールを送ります。

3 始業後に暴風(雪)警報が『※「三重県全域」「北中部」「伊賀」』に発令された場合は、原則として授業を中止し、安全を確認の上、下校させます。

4 大雨警報・洪水警報の発令については、原則として授業は実施いたしますので、平常どおり登校させてください。ただし、局地的に相当量の降雨があり、通学路が危険な状況にあって登校が困難と認められるときは、学校長が登校または授業の中止等必要な措置を講ずるものとします。

※上記のすべての場合について、遅刻または欠席扱いとはなりません。

『※「三重県全域」「北中部」「伊賀」』に発令されているというのは、以下の場合です。

- ・三重県全域に暴風(雪)警報が出された場合
- ・三重県北中部地域に暴風(雪)警報が出された場合
(北部、中部と別れている場合、伊賀は入りませんが、北中部というと伊賀が入ります。)
- ・伊賀地方に暴風(雪)警報が出された場合

※ 重大な災害が起ころうそれが著しく大きい特別警報(大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雪特別警報)が発表された場合、上記1~3のとおり対応します。

(別表) 地震発生時及び「南海トラフ地震臨時情報」発表時等における対応